構成員(自治体等) - 準構成員からの 意見への対応

標準仕様書(案)について

1:意見を反映 2:修正して反映 3:反映しない

閏由」において説明
≧由」において説明

章	項目番号	項目名	行番号	修正前	修正後	理由等	該当資料	対応 方針	理由
1	2	目的	458			・広域クラウドと自治体クラウドについて 「システムの共同化による割り勘効果」についての意見に対し、「標準化の 取組は、広域クラウドを目指しているが、自治体クラウドの取組も引き続き 推進することとしている。これらはいずれも共同化の取組であり、割勘効果 が見込まれると考えている。」と回答いただいている。 このことについて、現状においては、広域クラウドと自治体クラウドとは大 きく異なるものとなってしまっていると認識している。総務省において自治 体クラウドの取組を引き続き推進されるとすれば、目指されている広域クラウド化は少なくとも5年以上遅れることになると懸念される。この標準化の 取組では住記システムの機能を全国で統一化することにより、法改正や新サービスの整備などの際の自治体及びシステムベンダの負担を軽減しようとしているのであるから、個々の自治体あるいは自治体グループ内で閉じたソフトウェアサービスを利用することに繋がる従来の自治体クラウドを推進す		拠し則べ止域こ・ラあ4	地制調の答申において、「基幹系システムについては、法令に根を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発で全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原としてこれらの標準準拠システムのいずれかを利用することとすき」とされており、カスタマイズを抑制しベンダロックインを防するという観点から、ベンダが標準仕様に準拠したシステムを広クラウド上に構築し、自治体は当該システムをサービス利用するとが標準化の目指す姿である。自治体クラウドとして共同調達している場合であっても、広域クウド上の標準準拠システムを利用することを推進していくものでり、個々の自治体あるいは自治体グループ内で閉じたソフトウェサービスを推奨するものではない。
1	4	標準準拠の基準	685~700	「②標準仕様に準拠しているかどうかは、一義的には、標準準拠システムの発注を受けた事業者において説明すべきものと考えている。」		るべきではないと考える。 標準仕様書の形骸化が懸念されるので、何らかのチェックが必要と考えます。	標準仕様書案	には	準仕様への準拠性に関して支援することを検討している。具体的は、例えば、市区町村への支援の一環として、市区町村からの要を受けた場合や疑義がある場合において、国がシステムの標準仕への準拠性の確認(調査)を行う仕組みを設けることも検討す。
1	4	標準準拠の基準	695	「ただし、分類されていない機能のうち、自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行について予め公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装することを可能とする。」	か。	なお、本記載は、住民記録システムの継続的な改良を促す方策ではありますが、なによりも標準仕様を継続的に保守・改善する組織体制の確立こそが重要です。新たな機能を仕様に追加するにあたっては、地方分権改革に関する提案募集のように、各自治体から標準仕様書に追加すべき機能を文章でご提案いただき、標準仕様を保守・改善する組織で要否を判断する流れとしてはいかがでしょうか。 ベンダーが標準仕様書への準拠に向けた取り組みを開始するにあたって影響の大きい事項であるため、早急な具体化を希望します。	書案	ば、 討 <i>会</i> 機制	定の具体的な方法については、今後検討する予定であるが、例え、制度改正による場合は、国が標準仕様書の改定案を作成し、検会等の場において、改定案を決定することを考えている。また、能改善の提案による場合は、適当と認められる場合は試行を行っ上で改定することを考えている。
1	4	標準準拠の基 準	705	上必ず使用しなければならない機能と 必ずしも使用しなくてもよい機能があ	「個別に判断する必要がある」とは、自治体職員がシステム利用時に使用する/使用しないを判断するということでしょうか。誰が判断するのかが不明瞭であり、明示すべきと考えます。		標準仕様書案		般的な法令解釈と同様に、まずは自治体において判断し、疑義等 あれば、制度所管省庁に問い合わせることになると想定してい 。

章	項目番号	項目名	行番号	修正前	修正後	理由等	該当資料等	対応 理由
3	1	管理項目	_			管理項目であっても 「住記の基本情報・住記の異動項目」 と 「付随情報・住記の異動とは別な異動項目」に分けられます。それらについては切り分けたうえで、付随情報・住記の異動とは別な異動項目については別表で管理すべきと考えます。 最終的に、データベースの統一化においては、以下の整理が可能と考えます。 (基本情報) ・現存住民票テーブル(現存者の基本情報と履歴レコード) ・除票テーブル(除票者の基本情報と履歴レコード) + (付随情報) ・通称履歴テーブル ・個別記載事項テーブル(選挙、国保、後期、介護、年金、児童手当) ((付随情報)は、現存と除票で、同一レイアウトとする)	標準仕様	現時点の仕様書においてはデータベースの構造については言及していないため原案のままとする。
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1055	所順にする場合のソート機能のために 番地等を数字で構成する項目が必要と の意見があったが、 管理項目である	合のソート機能のために番地等を数字で構成する 項目が必要との意見があったが、 管理項目である 住所 について 、番地、枝番、部屋番号をそれぞれ コード管理することにより対応可能である。		i 標準仕様 書案	意見の通り修正する(1.3.2に追記)
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1064~1071	・選挙人名簿への登録の有無 ・国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 ・後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 ・介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日 ・国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、資格取得・喪失年月日 ・児童手当の受給開始・終了年月 ・児童手当の受給開始・終了年月 ・兌基カード又は個人番号カードの保有の有無		選挙・国保等の他業務資格情報が管理項目として追加されているが、最新情報を参照するだけはなく、修正可能項目として管理する必要があるのか。 修正可能項目として管理する場合は以下の点も確認したい。 ・資格異動情報をどのタイミングで住民データに反映するのか ・異動履歴(住民データ)においては資格情報の管理は不要か	標準仕様書案	住民基本台帳法第7条で住民票の記載事項として規定されている項目であるため、修正等が可能な項目として管理する必要がある。また、国民健康保険の被保険者である旨等については、住民基本台帳法施行令第23条において、転出証明書の記載事項とされていることからも、転出証明書に出力するに当たり、住民データとして管理しておく必要があるもの。 さらに、資格情報に誤記若しくは記載漏れがあることを知ったときは、当該事実を確認して職権で修正等を行う必要があり、住民票の記載事項の修正等として、異動履歴が作成されることとなる。なお、「住基カード又は個人番号カードの保有の有無」については、住民票の記載事項ではないため、当該箇所から削除。
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1064~1070	・国民健康保険の被保険者 該当の有無、資格取得・喪失年月日 ・後期高齢者医療の被保険者 該当の 有無、資格取得・喪失年月日	あると考えます。 一方で住記の異動とは異なる異動(他主管による)による更新となりますので、氏名、住所といった住記の異動に関わる項目とは別管理(別表)で管理したほうがよいと考えます。	その前提で許容されるのであれば、その旨追記いただければと思います。また、別表とする場合には、その表は、現存者用と除票用で統一化可能と考えます。	標準仕様・書案	現時点の仕様書においてはデータベースの構造については言及していないため原案のままとする。

章	項目番号	項目名	行番号	修正前	修正後	理由等	該当資料 対応 等 方針	押由
3	1.1.1	日本人住民 データの管理	1087~1088	住所については、都道府県名についても省略せずに管理すること。 (1.1.2 についても同様)		前文の生年月日の西暦で管理する部分からの流れで「管理すること」=データベースに保持する事と読み取れます。 住民票でいう住所は市内住所であり町名以降をデータベースに登録しておき印字する時に県市名を編集して印字します。 以下に変更した方が良いでのは? 本籍・転入前住所・転出先住所は、都道府県名についても省略せずに管理すること。	書案	事務処理要領において「住所」は都道府県、郡、市、区及び町村の名称並びに市町村の町又は字の区域の名称、街区符号、住居番号、地番を記載するとされており、システムで管理する場合でもあっても同様に都道府県から管理する必要がある。なお、本籍・転入前住所・転出先住所についても都道府県名から管理する旨追記。
3	1.1.1	日本人住民データの管理	1095~1098	「なお、市町村照会においてはレコードを住所順にする場合のソート機能のために番地等を数字で構成する項目が必要との意見があったが、管理項目である住所について、番地、枝番等をそれぞれコード管理することにより対応可能である。」		合併番地や無番地については、番地、枝番等をどのように表現すればよいでしょうか。コードをデータベース上で別の項目として管理するのであれば、分類されていない機能は実装しないという原則により、「1.1.1 日本人住民データの管理」や「1.1.2 外国人住民データの管理」に項目を規定する必要があります。	書案 3	システム制御に関する項目であることから、1.3その他の管理項目中「1.3.2住居表示・地番管理」に以下の記述を追加 【実装すべき機能】 ソート機能のため、番地・枝番・部屋番号等を数値によりコード管理できること。 【考え方・理由】 市町村照会を踏まえ、レコードを住所順にする場合のソート機能のために番地等を数字で構成する項目が必要との意見があったことを踏まえ追記した。
3	1.1.2	外国人住民 データの管理	1110	「通称を記載した日」	「通称を記載した年月日」のように年月日で統一 すべきと考えます。他の管理項目も同様です。	_	標準仕様 1	指摘を踏まえ修正(指摘も踏まえ、他も年月日で統一)
3	1.1.2	外国人住民 データの管理	1177	通称履歴		また、別表とする場合には、その表は、現存者用と除票用で統一化可能と考	標準仕様書案	現時点の仕様書においてはデータベースの構造については言及していないため原案のままとする。
3	1.1.2	外国人住民 データの管理	1192	選挙人名簿への登録の有無		外国人には選挙権が無いため、現行では選挙人名簿の有無は、管理していません。標準仕様として管理(常に無表示ですが)するというお考えでしょうか。		指摘を踏まえ修正
3	1.1.2	外国人住民 データの管理	1199	・住基カード又は個人番号カードの保 有の有無	削除	1189 ・個人番号カード及び住基カードの発行状況 と同じ事では?	標準仕様 1	指摘を踏まえ修正
3	1.1.5	除票	1389~1390	除票の写しの請求があった場合に住民 記録システムデータベースと除票用 データベースを一度に検索して発行で きること。		除票用データベースは、住記本体と疎結合とすることで150年間保存の低コスト化を目的とするはずです。同一検索の仕組みとするならば、もはや同一データベースと変わらないのではないでしょうか。この1文により、【考え方・理由】と不一致を起こしています。 1416「長期保存の除票の利用については、頻度も少ないと思料されることから限定的な機能とシステムで運用することが適切と考えられる。」要望された団体様は5年経過前の除票と5年経過後の除票を同一視する運用を前提とされているようですが、そもそも除票の申請書自体を5年経過前後で分けるくらいの運用差異を出し、基本運用では5年経過後の除票は検索しないとするべきかと考えます。	書案	考え方・理由の記述と合致するように修正
3	1.1.5	除票		「1年に1回以上、自治体ごとに繁忙期を避けて、5年を経過した除票について、バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うこと。」		修正漏れと考えられます。	標準仕様書案 1	指摘を踏まえ修正
3	1.1.6	空欄	1667~1668	氏名については、出生届において氏名 が未定であり、空欄である場合がある ことから、空欄が許容される。		出生届時の名が未定のため、氏名欄の空欄を許容することは理解しますが、 氏名が空欄のまま他の異動を可能にすると連携先のシステムへの影響が大き いため、氏名が設定されるまでは、異動抑止を前提とさせていただきたいと 考えます。	書案 3	抑止については汎用的に設定できることを可能としており、氏名空欄の場合にも設定することが可能。指摘の事例について3.1の考え方理由に追記する

章	項目番号	項目名	行番号	修正前	修正後	理由等	該当資料 等	対応 理由
3	1.1.14	統合記載欄	1933~1946	_	_	異動事由ごとの留意事項の例示として「特別養子縁組」「特別養子縁組解消」の例は有りますが、その他の異動事由についても例示の提示をお願いします。 また、カタカナ表記(カタカナ併記名)についても優先区分で管理することになるのでしょうか。		特別養子縁組とその解消については、デフォルトで記載しない項目であることから、その判断が可能となるよう共通の文言を設定することとした。また、カタカナ表記は氏名優先区分とは管理目的が異なり、管理項目としては備考で管理する。
3	1.1.14	統合記載欄	1927	「自動入力されること。なおこの機能は、一般市区町村においては実装してもしなくても良い。 (実装しない場合は留意事項について自由入力できること。) 備考については自由入力できること。」		当機能は一般市区町村においても当然に利用すべき機能であり、実装すべき機能として記載すべきであると考えます。	標準仕様書案	異動履歴については自動入力であることが明らかとなるよう修文する。留意事項については引き続き実装してもしなくも良い機能とする。
3	1.1.16	支援対象者管 理	1964		支援措置の履歴を持つことで、何度目の延長かシステム的に管理することについては、メモ機能で 足りると考える。	回答に「メモ機能」を想定となっているものは、どのように記載するか例示 があっても良い。	全国照会 結果	メモ機能に「何度目の支援措置の延長か」を記載することで対応可 1 能、との回答に修正する。
3	1.1.18	フリガナ	2143~2148	「また、要領において、「氏名には、 できるだけふりがなを付すことが適当 であるが、その場合には、住民の確認 を得る等の方法により、誤りのないよ	「本人への確認の有無を示すフラグ」は従前は 「ふりがなが証明に記載できるものであるかどう	現時点では住基のDB上存在しないデータであり、標準化にあたってデータを整備する必要がありますが、何かしらの判断に利用しないフラグであれば、市町村の担当者の負荷を考えると、そもそも不必要であると考えます。		5.3において、住民票の写しにおいてフリガナを記載するかどうか選択できることとしており、フリガナ確認フラグは必要であると考えます。 3
3	1.1.18	フリガナ		、 ひらがな又は カタカナ のいずれ で	ナのいずれで管理することとし 、CS への送信の際は 住民基本台帳ネットワークの仕様に合わせて	今回の修正により、カタカナのみの管理に変更となっているが、考え方・理由欄についてその考えに至った明確な理由が示されていない。各市区町村、ベンダの標準仕様案に対する意見を確認するかぎり、ふりがなの管理に対する否定的な意見はないが、今回の見直しに至った理由は何か?(将来的には住基ネットもカタカナ管理に変更する予定がある等あれば、それを理由として示してほしい。)これまでの意見照会、議論の経緯および事務処理要領上は"ふりがな"と表現されていることもあり、修正前の記載内容が適当なのではないか?	書案	ふりがなについては、住基ネットの仕様を設計した当初、異動届においてひらがなを用いている市区町村が多かったことから、住基ネットの仕様においては、ひらがな管理とされ、本仕様書案においても当初ひらがな管理としていたところ。しかしながら、平成21年の法改正により外国人住民が住民基本台帳法の対象とされ、現在はカタカナの方が表記しやすいと考えられること、社会的にもカタカナ表記が普及していること及び第3回検討会後にベンダへ照会した結果、現在はカタカナで管理しているシステムが多数であったことなどを踏まえ、今回の仕様書案の策定に当たり、カタカナで管理することが適当であると考えた。今後の制度改正・社会情勢等を踏まえ、適切に対応していきたい。

音	項目番号	項目名	 行番号	修正前	修正後	理由等	該当資料 対点	世中
	XIII)	N I	11 11 7				等方針	†
				本人に対する確認の有無を区別するた	_	本人への確認の有無を示すフラグについては、氏名のフリガナに関する付随		フリガナ確認フラグは、住民票の記載事項ではなく、異動履歴は
				め、本人への確認の有無を示すフラグ			書案	作成しない。
				を住民記録システムにおいて管理する		・本内容については住民データの異動履歴データとしても管理を行うのか。		また、フリガナについては、住民票の記載事項ではありません
				こととする。		・現在管理をしていない自治体においても管理必須となるのか。 		が、住民基本台帳事務処理要領第2-1-(2)-アにおいて、できる
						・これまで管理をしていない場合に既存データに対してはどのような情報を		だけ付すことが適当であるとされ、実際に付している市区町村が少
						持たせればよいか。(一律で本人確認「無し」とすべきか。それとも「空		なくない実態も踏まえ、本検討会における検討過程において、住民
						欄」のような選択肢を設けて、一律で「空欄」とすべきか。)		データの管理項目に追加し、かつ、当該フリガナを住民票の写し等
								に記載するか否か判断するに当たって本人への確認状況を把握する
3	1.1.18	フリガナ	2146~2148					2 必要があることから、フリガナ確認フラグについても【実装すべき
								4機能】として管理することとしたところ。
								しかしながら、フリガナの本人への確認状況については、当該状
								況がわかる方法であれば、表記方法は問わないこととしており、現
								在、フリガナ確認フラグを管理していない市区町村においては、当
								該フラグを空欄とすることなどにより、入力しない扱いとすること
								も可能。
								なお、フリガナ確認フラグについては、「本人への確認の有無を
								示すフラグ」ではなく、「本人への確認がなされているかを示すフ
					/m + + 4 + -	ファレー・フェルグではマセフトの原用マセリーログパセーマしょし、コーノ		ラグ」とし、仕様書案を修正。
				個人メモは可能とあるが、世帯に対し	個人を対象としたメモとした。	メモにファイルが添付できるかの質問であり、回答があっていない。ファイルを活けるまるかは担党していないはず		「住民票は個人を単位として調製することを基本としていることか
3	1.1.15	メモ機能	_	てのメモを記載できる機能はあるのか。 そのメモ機能にファイルを添付す		ルを添付できるかは規定していないはず。	結果	り、メモについても個人単位で記載することとしている。なお、 1 ファイルの添付については実装すべき機能として規定しないため、
				か。そのメモ機能にファイルを添りすることは可能か。				
					宛夕釆号 屋歴釆号 卅帯釆号 介託 氏夕 廾年日口 卅	 生年月日について、元号だけを日本語和暦で管理することはデータ構造とし	一 維什样	添付することはできない。」との回答に修正。 元号だけ和暦で管理することが困難な場合、データベースに保持す
					死右番々 腹延番々 医帝番々 ほか 以右 エチガロ ほ 別 異動事由	エーカロに プいて、ルタルりを日本品和温で自住することはケータ構造として不適切です。住基ネット同様に、元号コードで管理する案をご提案しま		る形式として西暦も許容することとしている(1.1.1参照)ことか
					0000001 1 0000100 松町 1 番地 青木 太郎	で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	百米	ら、原案のままとする。
		異動履歴の管		太郎 平成 15 2003 .01.07 男 国内転入		^{^。} 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、9:西暦、とうコードです。		り、原来のよるとする。
3	1.2.1	理	2204~2208		0000001 2 0000100 松町 8 番地 青木 太郎			3
		7			4,2003.01.07 男 転居			
					0000002 1 0000100 松町8番地 青木 花子			
				花子 平成 17 2005 .12.30 女 国内転入				
				_		 確認:学校区は、【実装しなくてもよい機能】には含まれてるのか? EUC	標準什様	実装してもしなくても良い機能の例示、なお書を削除
3	1.3.5	地区管理	2428			で学校区は必要である	書案	
				「なお、学校区、投票区については、	_	標準仕様書に記載しないということは、実装しない機能として取り扱われる	標準仕様	実装してもしなくても良い機能の例示、なお書を削除
				それぞれ就学システム、選挙人名簿シ		のでしょうか。	書案	
3	1.3.5	地区管理	2428	ステムの対象範囲であることから、住		 であれば、住民記録システムのDBには、学校区、投票区はデータとして保		1
				民記録システムの標準仕様書には記載		持できなくなるのでしょうか。		
				しないこととした。」				
				発行番号	_	交付履歴の管理項目に「発行番号」が追加になったが、交付番号は以下表記	標準仕様	5.5発行番号の項目を管理されたい。
						とするように「5.5 発行番号」に示されている。	書案	
		六八尼麻の笠				<交付番号の表記方法>		
3	1.3.8	交付履歴の管 理	2467			発行年月日・市区町村名・発行端末名番号・発行プリンタ番号・発行された		3
		建				順に付された番号・ページ数/総ページ数		
						上記をそのまま管理する場合は、ページ数分のデータ管理が必要となる。交		
						付履歴で管理される発行番号はどこまでの情報を管理すればよいか。		
				「上記項目に関し、データ未入力項目	_	例えば、「氏名が未入力のもの」という検索条件を指定(チェックボックス	標準仕様	ご指摘の通り
3	2.1.3	基本検索	2619	についても検索できること。」		にチェックをつける等)して検索を実行すると、氏名が空欄のデータが検索	書案	3
						結果として表示される、と解釈してよろしいでしょうか。		

章	項目番号	項目名	行番号	修正前	修正後	理由等	該当資料 対応	1 理由
	X		13 14 3	12 = 133			等方針	•
3	3.1	異動・発行・ 照会抑止	2797			本見解は、今回の見直しに関する内容ではありませんが、以前にも提示させていただいた内容です。弊社として気になる点のため、再掲させていただきます。 DV以外の事由による異動抑止・発行抑止は住民課以外の課での運用も想定され、住民記録標準化の中での規定はシステムの作りを煩雑にするおそれがあるのではないでしょうか。 税で使用する発行抑止・異動抑止、福祉で使用する発行抑止・異動抑止等、同じような機能が複数システムに分散することを危惧します。 【実装してもしなくてもよい機能】として、DV以外の事由による異動抑止・発行抑止についても共通的に管理し他業務からの参照が可能なこと、と規定するのがより良いと考えます。		他業務の標準仕様との調整が必要な事項であり、今後の検討事項と したい。 4
3	3.1	異動・発行・ 照会抑止	2806~2807		できること。	一時解除の戻し忘れを予防するための追記と思われますが、自動で抑止に戻るというのはシステムの作りとして不合理です。一定時間の定義も団体様ごとに異なるし、自動的に戻すべき時と、戻さないときの判断できる項目の実装も必要です。また、一時的とは言え、他業務に対しても解除のデータ連携が発生し、事故にならないとも限りません。それであれば、一時解除することなく交付する特別な権限を与えるほうが運用が単純で事故もないと考えます。		一時解除の際の不要な連携が発生しないよう、以下の通り修正。 また、抑止の一時解除については、庁内各システムで誤って本解除 として扱われないように、コンビニ交付システムを含む庁内各シス テムへのデータ連携は不要となること。 一時解除後、一定時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。 抑止・解除、または一時解除ができる権限は個別に設定できるこ と。
3	3.1	異動・発行・ 照会抑止	2807	で抑止状態に戻ること。」	自治体ごとのシステム差異の発生を予防するので あれば、「抑止状態に戻るまでの時間を設定でき ることという要件が必要と考えます。		標準仕様 書案 コ	指摘のとおり修正。 1
3	3.4	支援措置	2890~2892	【実装してもしなくても良い機能】 支援の必要性について確認後、申出者 に支援措置を開始する旨の通知を出力 できること。		弊社の仮支援時の運用について指摘しために記載頂いたものと思います。しかし、趣旨の異なった記載となってしまいました。 現在の運用において、仮支援の通知を機能化している団体様はありません。 足りないのは運用ルールです。連絡方法と、期間の指定がないとカスタマイズの温床になる、というご指摘でした。	標準仕様 書案	本記載は、本支援措置を開始する旨の通知の出力ができることが必要との市町村照会の結果を踏まえたものである。
	0.4		0000 0000	実際に支援措置を開始するまでの間に	実際に支援措置を開始するまでの間(一か月を想	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	標準仕様	仮支援措置の期間については事務処理要領等で明記していないた
3	3.4	支援措置	2890~2892	おいても、	定)においても、		書案	め、規定しないこととした。
3	4.0.2	異動先世帯、 異動による消 除	2984~2985		2984~2985行の「【実装しない機能】除票者のみ世帯へ転入処理ができること。」が削除されています。また、3005行には「制度上除票者のみ世帯へ転入することはできない。」とも記載があります。これは、3005目の記載どおり制度上ありえない為、削除されたのでしょうか? 機能として実装する必要があるが、3005目の記載の削除が漏れているのでしょうか?いずれであるかを、何処かに記載が必要と思われます。		標準仕様書案	制度上あり得ないものであり、実装する、しないの判断の余地がないことから削除した。(この旨照会結果の理由に記載することとする。)
3		実装しない機能	2984 3112 6196 6200 6201 6202 6203 6204	・除票者のみの世帯へ転入処理ができること。 ・「戸籍謄本等の交付について」の帳票が出力できること。 ・不在住証明書 ・住所変更証明書 ・住所変更証明書 ・住所を引き続き有する証明書 ・住居表示証明書 ・児童手当転出される方へのお知らせ		●「実装しない機能」から削除された機能 以下の機能は実装しない機能から削除されましたが、実装すべき機能にも、 実装してもしなくてもよい機能にも分類されていません。そのため、結局、 実装しない機能と同じ扱いになることになるため、削除しない方が読み手に とって明確になると考えます。		様式・帳票については、住民記録ユニットの対象外と考えられる業務については規定しないこととする整理に基づき見直しを行った。
3	4.0.3	異動日・処理 日	3018	【実装しない機能】処理当日以外を処理日として入力できること	処理日を過去日として入力できること	土日や夜間窓口で提出された戸籍届や受理まで数日かかった戸籍届は、提出 日を届出日として住民票の処理を行うため、処理日を過去の日にすることは 必要と考えます。		処理日については実際に処理した日を記載されたい。 3
3	4.0.8	審査・決済	_	最新情報が照会でき	最新の住基情報が照会でき	仮登録状態のデータを連携してはいけないことが明確になるため。	全国照会結果	ご指摘を踏まえ「最新の登録情報」に修正 6

章	項目番号	項目名	行番号	修正前	修正後	理由等	該当資料 対原	世 由
3	4.1.1.2	再転入者	3358	3情報(氏名	3情報(名	婚姻後再転入の場合で紐付けが出来なくなるため、氏は入れない方が良いのではないか。	標準仕様書案	再転入者についてはまずは個人番号等で判断することとしており、3 情報についてはその補助的な機能として記載している。その上で、2 3情報や名のみの検索とした場合、対象者が広がり、誤った住民との 紐付けが行われる恐れがあることから3情報とすることとしている。
	4.1.1.2	再転入者	3358	「3情報(氏名・性別・生年月日)が 一致する者がいた場合は、アラートを 表示し、再転入者として選択できるこ と。」		婚姻等で氏名が変更されるケースや、外字を使用しているケースが一定数存在すると考えられます。こうした場合、氏名を再転入者の検索キーとして必須としていると、再転入者として選択できなくなります。	書案	再転入者についてはまずは個人番号等で判断することとしており、3 情報についてはその補助的な機能として記載している。その上で、2 3情報や名のみの検索とした場合、対象者が広がり、誤った住民との 紐付けが行われる恐れがあることから3情報とすることとしている。
3	4.1.1.2	再転入者	3391	なお、新規転入扱いをして新たな…、 異動の取消により対応する	_	確認:質問では併せて、個人番号カードが失効するのではないかとありましたが、「異動の取り消し」はCSにどのように連携するのでしょうか?今後、システム改造仕様書等で提示あるものでしょうか	標準仕様書案	異動の取り消し(消除)により対応するよう修正。なお、指摘の事案が生じた場合のカードの継続処理については運用に関するものであり、J-LIS、契約ベンダと調整し対応いただきたい旨、市町村照会に追記。
3	4.1.1.2	再転入者	3391	「なお、新規転入扱いをして新たな宛 名番号にて登録してしまった後、再転 入が発覚した場合については、4.6 異 動の取消し(修正)により対応す る。」	_	異動の取消し(修正)は、転居や世帯変更等の異動を取り消す時の異動事由であるため、今回の事例には不適当と考えます。異動の取消し(修正)の場合、どのように異動を実施するのでしょうか(宛名番号を振り替えるのか)。誤記修正にあたるのではないでしょうか。		異動の取り消し(消除)により対応するよう修正 1
3	4.1.1.2	再転入者	3391			「3情報(氏名・性別・生年月日)が一致する者がいた場合は、アラートを表示し再転入者として選択できること。」と有り「2情報が一致」の部分が削除されています。3情報が完全一致とした場合、可能性は低いものの過去に転出した外国人が帰化(氏名が変わる)した後に住民票コードと個人番号を変更した場合には検索から漏れることになりますが、「2情報が一致」を採用することにより、この検索漏れを抑止することができます。	書案	再転入者についてはまずは個人番号等で判断することとしており、3 情報についてはその補助的な機能として記載している。その上で、2 情報や名のみの検索とした場合、対象者が広がり、誤った住民との 3 紐付けが行われる恐れがあることから3情報とすることとしている。
3	4.1.1.2	再転入者	3392	4.6 異動の取消し(修正)	4.6 異動の取消し(消除)	宛名番号は住記システムのプライマリキーであるため、修正するという考え はできません。消除と記載になるのではなります。	標準仕様書案	指摘のとおり修正。 1
3	4.1.3.0.2	転入先入力	3505	「なお、国外住所については、国名ま での表記とすることも妨げられな い。」	「妨げられない。」は「差し支えない。」の方が ふさわしいと考えます。		標準仕様書案	ご指摘の通り修正
3	4.2.1.1 11.1	住所設定・未 届転入 エラー・ア ラート項目		【実装すべき機能】	住所設定・未届転入等(国外転入・30条46・30条47等も含む)において、住民票コード又は個人番号が新規付番となる場合は、チェックボックスにより新規付番者であることの確認を行うこと。	チェックボックスに係る項目の回答として、未入力一覧で検索となっているが、回答の意図が分かりにくい。	全国照会 結果	指摘を踏まえ、「個人番号未入力についてはアラートを表示し、入力漏れを防ぐとともに、未入力一覧の出力機能により番号取得後の入力漏れも防ぐことができると考えられ、指摘の趣旨は達するものと考える」に修正する。
3	4.2.3.1	戸籍附票記載事項通知	4000	【実装しない機能】…戸籍附票記載事 項通知書の詳細事項欄に設定できるこ と	削除願います	現在は、ベンダーによって機能があったりなかったりです。現行ベンダーになく附票記載に不便と考え提案しましたが、優先順位が低いと考え取り下げとしましたが、【実装しない機能】になっていたことに気づきませんでした。【実装しない機能】からの削除をお願いします。		分科会における議論を踏まえ、実装しない機能として整理したものであるため、原案のとおりとする。
3	4.3.3	住民票コード通知書等	4226	住民票コードを新規に附番し、…を出力できること。また、再出力もできること。		確認:出生時に氏名を誤記した場合、修正後の氏名で住民票コード通知票が		再出力により修正後の氏名による住民票コード通知表が出力できる 3 と考える。

章	項目番号	項目名	行番号	修正前	修正後	理由等	該当資料	対応 理由
3	7.1.1.1	CS の自動 送信	4993		りますが、この機能の内容に関して説明をお願いします。 弊社では「同定されいない場合は、住民記録のデータを住基ネットに送信しないこと」と読み取っています。同機能を想定されているのであれば、住民基本台帳ネットワークシステム統一文字に変換しているのはCSで有り、CSで未定義の変換を検出した場合はその時点(該当者含まれる後続のデータ全てを含め)で処理を停止すべきものと考えます。	この機能を住民記録で実現するにはCSに登録されている変換定義を住民記録システムに対して登録する必要があります。また、住民記録システムの異動で変換定義に無い文字が登録された場合は、住民記録システムにて住基ネットに送信するデータを一旦保留しつつ、広域交付住民票の発行を抑止する機能が必要となりますし、住民記録システムとして返還定義に無い文字を登録した後に送信する機能も必要となります。ベンダによってはCSと住民記録システムの間に中継サーバ*1を設けている(このケースが大半と思いますが)場合があり、そこでも文字コードの変換定義を保持していると想定されます。そうした場合、複数の変換定義を介して住民記録に変換定義を登録する事になり非常に煩雑な作業となります。各ベンダーの開発コストと職員の負担を考慮し、CSで実現すべき機能と考	標準仕様	御指摘を踏まえ、「住民基本台帳ネットワークシステム統一文字との変換が管理できること」に修文する。
3	7.1.1.3	カード管理状況	5032~5033	子証明書の個人番号カードへの格納の	個人番号カードへの格納の有無が確認できるこ	電子証明書を住記システムで管理する要望はよく聞きますが、住基ネット・カード管理システムからのデータ連携機能がないため、全て手入力となります。その手間をするくらいなら統合端末を使って照会する運用のほうがマシ、というのが現状です。この記載を含めるには、先に住基ネット・カード管理システムの仕様変更を前提としないと誰も使えない機能となります。それが伝わらないと勘違いされる団体様もありうるため、管理は手入力、と明記して頂きたいです。		御指摘を踏まえ改めて確認したところ、電子証明書の個人番号カードへの格納の有無を住民記録システムで確認する機能について、カード管理システム等の改修が必要となり、直ちに実現することが難しいため、原案に戻すこととする。
2	4.1.2 7.1.1.3	転居 カード管理状 況	805 5032	電子証明書の個人番号カードへの格納の有無が確認できること。」	追加理由を【考え方・理由】に記載していただけますでしょうか。 (※カード管理システムで確認できるため不要な機能と考えます)	転居時に証明書の格納有無を確認し、署名用電子証明書の更新を案内することを想定しているのであれば、転居の業務フローに対し、バックヤードでのカード確認を追加する必要があります。なお、【実装すべき機能】とするのであれば、「CSから連携できることとする」旨の文言も必要になると考えます(「住基カード及び個人番号カードの発行状況についてCS連携できること。」に含まれているのであれば不要。)また、署名用電子証明書及び利用者用電子証明書の格納情報(有効期限日など)が住基ネットから住基に連携されるようになるのでしょうか。		御指摘を踏まえ改めて確認したところ、電子証明書の個人番号カードへの格納の有無を住民記録システムで確認する機能について、カード管理システム等の改修が必要となり、直ちに実現することが難しいため、原案に戻すこととする。
	7.1.1.4	カード管理システム連携	5081	署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納の有無が確認できること。		「署名用電子証明書及び利用者署名用の電子証明書の個人番号カードへ格納の有無が確認できること。」と有りますが、カードプリンタシステムの読み込み画面表示等で確認出来れば良いのでしょうか。また、確認のための帳票等を出力する必要がありますか。機能的にどのようなものを要求されているのか説明をお願いします。		御指摘を踏まえ改めて確認したところ、電子証明書の個人番号カードへの格納の有無を住民記録システムで確認する機能について、2カード管理システム等の改修が必要となり、直ちに実現することが難しいため、原案に戻すこととする。

章	項目番号	項目名	行番号	修正前	修正後	理由等	該当資料等	対応
3	7.1.1.4	カード管理システム連携	5081	CSから送信される更新対象者のデータを住民記録システムと突合し、送付 先情報を作成し、CSに送信されること。		左記についてはどの運用を想定した内容か【考え方・理由】に補足を頂きたい。 内容としてはマイナンバーカードの有効期限切れのことのようにも見受けられるが、それであればもう少し詳細の記載を頂きたい。	書案	御意見を踏まえ、【考え方・理由】において、「全国照会の意見を踏まえ、マイナンバーカードの有効期限切れ通知が今後ますます増2大することを見据え、これに対応するため、CSから送信される更新対象者のデータを住民記録システムと突合し、送付先情報を自動送信する機能を設ける」旨を記述する。
3	7.2.1	地域情報プ ラットフォー ム標準仕様に 基づく連携	5161~5168		方式も可とする」という 意見が不採用となっています。	オールインワンパッケージではデータベースは一つであり、他業務のデータを取得する際も直接データベースを参照し、効率のよいデータ連携を実現しています。なお、オールインワンパッケージでも業務ユニットごとに地プラ連携機能を搭載しAPPLICの認定を受けることを求める必要はあります。	書案	例えば、事業者が新しいパッケージを発売した際に、パッケージごと移行せざるを得ない可能性があることから、同一のパッケージ内の連携でも地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携とする。
3	7.2.1	地域情報プ ラットフォー ム標準仕様に 基づく連携	_	_	_	質問と変更案に同内容が記載されている。	全国照会 結果	修正する。 1
3	7.2.2	他業務照会	5174	-	_	【実装すべき機能】に他システムから連携する項目・内容があるが、以外の項目(児童手当の対象児童や児童扶養手当該当者等)を連携するには別システム(総合窓口)機能としてするしかないのか?他課への案内するため必要としている	書案	本仕様書の他業務照会において規定している項目は、住民基本台帳事務を行うために必要な項目であり、御指摘のように、他課への案内のために必要な項目については、各団体の実情を踏まえ、必要に応じて、別システム(総合窓口機能)で実装していただきたい。
3	7.2.3	宛名連携	5260	「連携データのデータレイアウトについては、地方自治体システムデータ連携標準検討会等とも連携して別途検討することとしており、連携先とその都度協議する必要がないようにしていく」	_	宛名の連携データのレイアウトについて、早急にご検討いただけますでしょうか。 当該レイアウトが確定しないと、住基システムの標準仕様書対応に伴う他システム(税、福祉、標準仕様書策定対象外システム)の改修ができません。標準仕様書に準拠した住基システムの開発・稼働時期に大きく影響します。	書案	他のシステムの改修内容は、各システムごとに対応するものであると考えている。まずは、現行の住民記録システムを標準仕様書に基づいた住民記録システムに置き換えて、対応していただきたい。
3	8.2.1	登録管理	5335~5336	て、本人通知期間満了のお知らせが出		対象となる証明書に除票も含めるということは、デジタル手続法施行後の150年も対象となります。除票の保管期間中をずっと本人通知の対象とするのは非現実的であるため、一般的な登録期間を記載して頂きたいです。		本人通知については地方独自の制度であり、仕様書において標準的な登録期間を定めることはしない。
3	9.7	住所一括変更	5604	【実装しない機能】住居表示、土地の 名称、地番号変更について、証明書を 作成・出力できること。		議論済みではあるが、本市は住居表示の証明書は交付しており(別システムで対応している)、現在も住記システムから発行しているのであれば発行機能を削除する必要はないのではないか。		様式・帳票については、住民記録ユニットの対象外と考えられる業 1 務については規定しないこととする整理に基づき見直しを行う。
4	20.0.4	異動履歴の記 載の修正	6651~6652	証明書に記載される異動履歴には、履 歴番号及び枝番号を付して管理すること。		証明書に記載される異動履歴については証明書出力を行うタイミングで都度 修正を行い、出力することを想定している。 本データについて一時的な管理ではなく常に情報として管理する必要がある のであれば、移行対象データとしての取り扱いも発生するため、証明書の異 動履歴として管理すべき項目を明確に定義して頂きたい。 例えば、職権修正で「氏名」「本籍」「筆頭者」の情報が変わる場合に、1 つの異動履歴情報として持つべきか、3つの異動履歴情報として持つべきか なども開発ベンダによって解釈が分かれる可能性がある。	書案	ご指摘を踏まえ、証明書に記載される異動履歴として管理すべき項目は、1.2.1により管理される異動履歴と同様である旨を20.0.4に追記する。(ご意見中で挙げていただいた例で申し上げると、「氏名」「本籍」「筆頭者」の3つの異動履歴情報として持つということ。)

章 項目番号	項目名	行番号	修正前	修正後	理由等	該当資料 対応 等 方針	世中
			証明書に記載される異動履歴の履歴番 -		┃ 同一異動日の履歴が複数存在する場合には、履歴番号は処理日時順に付すこ		(1点目)お尋ねのとおり、実際に処理をした順に付番することに
			号は、異動日の古いものから順番に付		とになるのか。	書案	なると考えている。
			すこととする。誤記修正等が必要な場		 また、最新の異動履歴の異動日より過去に溯った異動日の届出等があった場		(2点目)お尋ねのとおり、異動履歴を振り直すことになるとと考
			合、当該誤記修正等がどの異動履歴に		合、最新の異動履歴の履歴番号は振り直すことになるのか。		えている。
			対して行われたのかがわかるかたちで		例)		/C C V 100
			管理をする必要があることから、誤記		履歴番号 枝番号 異動日 処理日 届出日		
			修正等の履歴番号については、誤記修		履歴番う (文音) 英勤日 2020.1.5 1 2000.1.1 2000.1.5 2000.1.5		
	用動屋麻の割				1 2 2000.1.1 2000.2.1 2000.1.5		
4 20.0.4	異動履歴の記	6673~6674	正等を行う異動履歴と同様とし、枝番				4
	載の修正		号については、誤記修正等を行う異動		2 1 2000.3.1 2000.3.1 2000.3.1		
			履歴の枝番号に続けて処理日が古いも				
			のから順に付すこととする。		履歴番号 枝番号 異動日 処理日 届出日		
					1 2000.1.1 2000.1.5 2000.1.5		
					1 2 2000.1.1 2000.2.1 2000.1.5		
					2 1 2000.2.5 2000.3.5 2000.3.5 ←追加		
					3 1 2000.3.1 2000.3.1 ←変更?		
	+- 3 \\\ 3 \\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \\ 3 \\\ 3 \\\ 3 \		転入通知情報取込エラー一覧表のレイ -		項目名「既存住基情報」が「現存住民基本台帳情報」と変更されているが、	標準仕様	転出予定日より前であれば「現存住民基本台帳情報」と突合をする
	転入通知情報		アウトの考え方		 「現存」は必要か。	書案	こととなるが、転出予定日後の場合は除票に移っていることから、
4 20.5.5	取込エラーー	7177					2 除票と突合をさせる必要があるため、「現存住民基本台帳情報 で
	覧表						はなく、「住民記録システムの情報」と修正する。
				ト籍・筆頭者情報を追加願いたい	 転出予定地だけの照会では不足と思います。転出予定地を前住所地とする未	標準什樣	転入通知未着照会書は、転入地市区町村からの転入通知がない場合
					届転入等や別住所に住所設定されているケースがあります。本籍地に附票照		に、転入地市区町村に対して送付する書類であり、ご意見中の本籍
20.5.6	転入通知未着	7194			会する必要があると考えます。		3 地の附票照会をする前段階の確認作業である。本通知における項目
	照会書	7101			4, 00, 5, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0, 0,		により転入通知が未着の者を特定することは可能と考えることか
4							ら、原案を維持する。
·			転入通知未着照会書のレイアウトの考 -	-	 今回の修正により「【実装してもしなくても良い機能】文書番号を手入力で	標進什様	(1点目) お見込みのとおり。
			え方		きること。」とあるが、実装しない場合は作成日上部にある「(記号) 第		(2点目)ご指摘を踏まえ、複葉の場合のレイアウト案を追加す
20.5.6	転入通知未着	7194	7073		号」自体表示不要と考えて問題ないか。		2 る。
20.3.0	照会書	7134			ちいまた、住民異動届受理通知のように複葉の場合のレイアウトも提示いただき		2 성 0
4					たい。	標準仕様	去了·洛加士关节 医耳 去了·洛加士关四人妻の佐代 · 学供与业人
				本籍・筆頭者情報を追加願いたい	転入等がない場合は、本籍地あて附票記載事項通知書をCSで送付するた		転入通知未着者一覧は、転入通知未着照会書の作成・送付に当た
	+- 3 \7 40 + *				め、本籍・筆頭者を記載してほしい	書案	り、転入通知未着者を一覧化するための帳票であり、ご意見中の本
20.5.7	転入通知未着	7204					無地あて附票記載事項通知者の送付をする前段階の確認作業で用いる。 3
	者一覧						るものである。本一覧表の項目は、転入通知未着照会書の項目と一
							致させており、当該項目により転入通知が未着の者を特定すること
4							は可能と考えることから、原案を維持する。
			「標準データ構造については、どのよー		データベース構造はシステムの根幹であり、この標準が定められなければ標		データ構造の標準化について、各ベンダと相談しながら取り組んで
30.1	データ構造	7325	うに検討するのかも含めて未定。」		準仕様に準拠したシステムの開発に着手できません。改めて早期開示を求め		まいりたい。
					ます。なお、早期開示が困難であれば、暫定措置を恒久化する必要がありま		
5					j .	A = = = 4	
			-	_		全国照会	他業務の標準化のスケジュールに沿って、検討することを想定して
30.1	データ構造	7325			ジュールなどの提示を早めに行う必要があると感じました。	結果 4	4 いるが、まずは、地域情報プラットフォーム標準仕様が住民記録シ
5							ステム標準仕様書を踏まえて改定される予定。

章	項目番号	項目名	行番号	修正前	修正後	理由等	該当資料	対応 理由 方針
_			576 581 2428 2761 6096 6103 6246 6248	「対象外」について 「印鑑登録は標準仕様書の対象外」 「総合窓口は標準仕様書の対象外」 「学校区、投票区は標準仕様書には記載しない」 「画面遷移や操作に関する項目は標準 仕様書の対象外」 「エラー項目一覧の表示メッセージは 標準仕様書の対象外」 「住民異動届は標準化しない」 「広域交付住民票並びに戸籍の附票の 原票及び写しは標準化の対象外」		どのように解釈すれば良いか曖昧です。以下の①~④のような複数の解釈があると考えます。 ①「標準仕様書に記載されていない機能は【実装しない機能】と同様のものとして 位置付ける」という前提があるため、標準仕様書に記載していない以上、住民記録 システムの機能としては搭載不可 ②ベンダーが創意工夫により自由にして良い ③他業務の標準化において議論の後、改めて住民記録の標準仕様書に記載する予定 (その時点で初めて住民記録の標準仕様書として完成する) ④その他	書案	御意見を踏まえ、御指摘の項目について、次のとおり整理する。 ○住民記録システムの機能としては実装不可のものについては、「標準仕様書の対象外」と記述する。なお、他のシステムにより実装することは可能である。 ・印鑑登録 ・総合窓口 ・広域交付住民票並びに戸籍の附票の原票及び写し 2 ○システムから出力されないことから、「標準化の対象外」と記述する。 ・住民異動届 ○自治体やベンダの創意工夫によるものについては、「本仕様書では規定しない」と記述する。 ・画面遷移や操作に関する項目 ・エラー項目一覧の表示メッセージ
		電子証明書のシリアル利用について			_	公的個人認証 (JPKI) 利用者証明用電子証明書のシリアル番号は、オンライン申請の情報を基幹システムに連携するに当たって不可欠の情報です。今後の自治体のデジタルガバメント化を見据えると、本仕様はコンビニ交付の実施状況にかかわらず【実装すべき】機能にする必要があると考えます。利用者証明書のシリアル番号がない場合、オンライン申請の情報を基幹システムに自動的に連携させることができません。氏名・住所・生年月日・性別は申請フォーム上で手で入力されるため誤入力の可能性が高く、また、氏名は改姓で変更される可能性がある上に、異字体の問題があり、個人を一意に識別することができません。職員が目視で確認する必要があります。手続きを入り口から出口まで一貫してデジタル化するという「デジタルファースト」原則を実現する上で不可欠です。	書のシリアル利用	電子証明書のシリアル番号を管理項目として位置付け、あらかじめ シリアル番号を保存・管理している場合には、オンライン申請を受 け付ける際に申請者である住民を簡易に特定できることとする。
3		実装してもし なくても良い 機能	5287			国が原則デジタル化を掲げる以上は、ぴったりサービスとの連携を想定するべきであり(=CSV連携等でOKです)、行政事務の効率化を図るためには電子証明書のシリアル利用が極めて重要であると考えています。本件電子証明書のシリアル利用は、内閣官房番号制度推進室のぴったりサービス担当へは昨年から要請しているところであります。特別定額給付金で急きょ開発されたJ-LIS様へも電子証明書のシリアル番号のぴったりサービス全体での汎用利用について確認しているところであり、内閣官房番号制度推進室へも再度早期全申請書でのシリアル利用の実現を要請しています。 いずれにしても、電子証明書のシリアル番号利用は、近い将来、国が提供するぴったりサービスを含めた全てのワンストップ、ノンストップサービスで必須になると考えております。このため「コンビニ利用有無に関らず、全ての団体で住民基本台帳の宛名番号・マイナンバーと突合せできるシリアル番号の管理が必要」と考えます。 この趣旨をふまえ、現在の仕様書の「8 実装してもなく良い機能」等の修正及び逆に「実装すべき機能」への加筆当を要望します。	書のシリアル利用について	電子証明書のシリアル番号を管理項目として位置付け、あらかじめシリアル番号を保存・管理している場合には、オンライン申請を受け付ける際に申請者である住民を簡易に特定できることとする。

非機能要件について

1:意見を反映 2:修正して反映

3:反映しない

4.「理由」において説明

ご意見の項目	関連項目	ご意見	元データ	対応方針	理由
非機能要件	モデル化について	標準非機能要件では、メトリクスごとに基準となる選択レベルが示され、自治体ごとに条件に合致する	標準仕様書案		標準非機能要件では、自治体ごとに選択レベルが変更可能な形態としていますが、変更可能であるの
		場合には、個々のメトリクスの選択レベルを変更可能とする形態をとっている。この形態では選択レベ			は、選択レベルの[+]1レベルであり、自治体ごとのレベルによる環境(モデル)は大きく異ならない
		ルの組合せにより行政機関によるコミュニティクラウド内に多様なモデルを整備する必要が生じ、割勘			認識です。そのため、広域クラウドでは、自治体ごとに環境(モデル)を構築する必要はなく、統一的
		効果が低くなることが懸念される。サイロ型のハウジングを想定するのであればこの形態でも問題無い			な環境(モデル)が構築可能と考えます。
		が、本取組で目指す姿は、標準仕様書で「広域クラウド」と明記しているのであるから、その点がぶれ		3	なお、標準化の対象となっている17業務は、災害時には初動対応として求められないが、平常時には重
		てしまうと、かえって目的の実現が阻害されることになる。したがって、例えば「IPA非機能要求グレー			要度・可用性が高いものとしてグルーピングされるものと整理しており、「IPA非機能要求グレード
		ド2018」のモデルシステムのように、各メトリクスの選択レベルの組合せがセット化されたモデルを可			2018」のモデルシステムでは、「社会的影響が限定されるシステム」に該当するものであるため、御指
		能であれば1つ、最大でも自治体ごとの事務量に合わせ3つまでに絞り、そのモデル中から各自治体が選			摘の「モデル」を示した形態に類似した整理であると考えています。
		択するといった形態にすべきと考える。			
非機能要件	メトリクスの項目数	全自治体に対する意見照会の際に本市から提出した意見に含まれるが、IPAによる「非機能要求グレード	標準仕様書案		標準非機能要件は、「非機能要求グレード(地方公共団体版)」(平成26年3月・地方自治情報セン
	及び並びについて	2018(以下「IPA非機能要求」という。)」と比較し、メトリクスの項目数が不足しており、またその並			ター作成)を基準として作成しており、地方自治体で使用するシステムに必要な非機能要件は、包含さ
		びについても体系が分かりにくい。			れているとの認識です。なお、標準非機能要件は、今後も自治体のシステム利用の実態等を踏まえて、
		IPA非機能要求の「システム基盤の非機能要求に関する項目一覧」の必ずしも全てが必要ではないが、本			適宜改訂を行うことになると考えています。
		非機能要件には無い項目について実際にはベンダとの合意形成または共通認識が必要となる項目があ			
		り、結果的に二度手間となることが懸念される。また、IPA非機能要求では樹形図が公開されていること			
		もあり、メトリクスの並びが体系立っていて分かりやすい。		3	
		平成26年3月にJLIS版の非機能要求グレード(以下「JLIS非機能要求」という)が策定された際には、自			
		治体の非機能要件定義の負担を軽減するなどの目的で項目数を最小限に絞ったものと理解しているが、			
		今回の標準化の取組で個々の自治体が非機能要件を検討する負担は軽減されているのであるから、コン			
		パクトであることよりも、不明確な点が残らないよう網羅性を重視すべきであり且つ各項目の体系が俯			
		瞰しやすいものとすべきである。			
	1	I.	ı		1

ご意見の項目	関連項目	ご意見	元データ	対応方針	理由
非機能要件	稼働率について	非機能要件の中で、最も重要なメトリクスは稼働率であると考えている。ここで、前回の意見照会にお	標準仕様書案		レベル設定について、「非機能要求グレード(地方公共団体版)」では、IPAグレードとは異なるレベ
		いて本市を含む複数の自治体が稼働率99.5%ではリスク受容できない旨の意見が提出され、これに対し事			ルを使用しており、これは自治体で使用するシステムの特性を踏まえたものであると認識しています。
		務局から「各自治体は、標準非機能要件の各項目の「選択の条件」において示す、[+]の条件に合致する			極めて高い稼働率を設定することは、それに対応した環境を構築するために多大なコストが生じる恐れ
		場合には、選択レベルを変更することが可能」と回答いただいている。			があるため、標準仕様書では、99.9%までとさせていただきます。
		このメトリクスについて次のように2点修正いただきたい。			
		①レベル設定を下表のように、IPA非機能要求グレード2018と一致させていただきたい。			
		レベル 0 1 2 3 4 5			
		非機能要件 規定しない 95% 99% 99.50% 99.90% 99.99%			
		IPA2018 95%以下 95% 99% 99.90% 99.99% 100.00%			
		②①の修正の上、標準選択レベルを3(99.9%)とし、[+]の条件に合致する場合には、レベル4		3	
		(99.99%)を選択可能としていただきたい。			
		これらは次の理由による。			
		·IPAの非標準グレード2018は技術及びコストの両面において非現実的なレベル設定をしているとは考え			
		られない。したがって、行政機関用に特に低いレベル設定とする必要はないと考えられるため。			
		・住民記録システムを含む自治体基幹システムは対応方針理由にあるとおりIPA非機能要求グレードの			
		「モデルシステム」のうち、「社会的影響が限定されるシステム」の非機能要件をベースとすべきと考			
		える。ここでIPAグレードの同モデルでは、99.99%の稼働率を選択レベルとしているにも関わらず、本			
		非機能要件では[+]の条件に合致する場合でも99.9%の稼働率までしか選択できないのは不適当だと考え			
		3.			
		仮に、99.5%の稼働率で調達を実施するとして、その自治体は年に2日間、住記システムが突然停止する			
		ことを想定した準備を常に行っておく必要が生じる。			
非機能要件	アクセス集中時のレ	本標準化の取組においては、その基本としては、広域クラウドが「目指す姿」であると認識している。	標準仕様書案		広域クラウド利用の際のレスポンスタイムに対するご懸念は理解しますが、現時点において、検討会準
	スポンスタイムにつ	ここで、そのクラウドサービスは、インターネット上のパブリッククラウドではなく、自治体を利用者			構成員であるベンダの方々からは特段指摘がなく、また、いくつかのベンダに感触を確認した結果、本
	いて	とするコミュニティクラウドとして形成されることになると想定している。ここで懸念されるのは、当			レベルにて対応は可能と認識しています。今後、他の業務における標準仕様策定の状況等を勘案しなが
		該コミュニティクラウドを利用する多くの自治体で同時に業務、すなわち住記システムへのアクセスの			ら、標準レベルを検討していきますので、その際は、改めて意見照会をさせていただきます。
		集中が発生する可能性が高いことである。非機能要件においては、アクセス集中時の標準レベルのレス			
		ポンスタイムを5秒と設定されており、個々の自治体とすれば、それが遵守さえされれば問題無いとも言		3	
		えるのであるが、動的に割り当てることが可能な物理的・仮想的なリソースに限度がある場合、個々の			
		自治体の業務のピーク量を個別に想定した設計では対応しきれない可能性がある。また、広域クラウド			
		利用の際に、ほとんどの自治体が利用を想定するであろうLGWANの帯域についても不安がある。これら			
		の点については、個々の自治体では実際にピークが生じるまで検証が困難であることから、特別定額給			
		付金の際の障害を踏まえ、より安全性が説明可能となる要件メトリクスを整備していただきたい。			